彩の国
埼玉県

令和８年度版
（令和7年度実績）

児童相談所業務概要

埼玉の児童相談

埼　　玉　　県

中央･南･朝霞 ･ 川越･所沢･熊谷･越谷･草加

児　童　相　談　所

は じ め に

すべてのこどもは、誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、心身ともに健やかに育成される権利をもっています。社会の大切な宝であるこどもたちが健やかに成長することは私たちの願いです。

埼玉県では令和５年に施行されたこども基本法を踏まえ、令和７年度に「埼玉県こども・若者計画」を策定し、こどもや若者が幸福に生活できる社会づくりを進めています。児童虐待防止や社会的養育の充実についても、そうした社会を実現するための重要な施策として位置づけています。

こうした中、県では、令和７年４月、県８番目の児童相談所となる朝霞児童相談所を朝霞市に開設し、相談対応の充実を図ったところです。

令和７年度に埼玉県内の児童相談所（さいたま市を含む）が対応した児童虐待相談対応件数は１５，３５５件で、前年度に比べ４２６件、２．７％の減少となりました。令和６年度に続いて２年連続の減少となったものの、依然として高い数値となっています。

一方で、一時保護件数（さいたま市を含まない）は２，３０９件と前年度から８２件増加し、重大な事案の発生が多かった結果となりました。また、一時保護の受け皿となる一時保護所の状況は、朝霞児童相談所の開設に伴い、県の一時保護所の総定員が１５０人から１８０人に拡大されたにもかかわらず、一時保護件数の増加と合わせ、保護日数が長期化していることから、各一時保護所では著しい定員超過が常態化する状況となっています。

児童相談所や、支援が必要なこどもたち・家庭を取り巻く状況は依然厳しいものがありますが、県の児童相談所の全職員が力を合わせ、また市町村をはじめとした地域の関係機関や関係者と連携を図り、こどもの最善の利益を第一に対応を進めてまいります。今後も引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

この冊子は、令和７年度の県下８児童相談所（一部さいたま市を含む）における業務の概要を取りまとめたものです。関係機関の皆様方の業務の参考にしていただくとともに、さらなる御指導をいただければ幸いです。

令和８年１１月

埼玉県中央児童相談所長　岡田　真彦

目　　次

第１部　児童相談所の概要

１ 管轄区域 …… 1

２ 児童相談所の歩み …… 4

３ 組　　織 …… 7

４ 担当の主な業務 …… 8

５ 相談の流れ …… 10

６ 相談の内容 …… 12

第２部　業務の概要

１ 相談の受付と援助の状況 …… 13

⑴ 相談の状況 …… 13

⑵ 相談内容別の受付と援助の状況 …… 15

ア　養護相談 …… 15

イ　障害相談 …… 20

ウ　非行相談 …… 22

エ　育成相談 …… 23

オ　保健相談・その他の相談 …… 24

⑶ 休日夜間児童虐待通報ダイヤル …… 24

２ 活動状況 …… 26

⑴ 児童福祉司の活動状況 …… 26

⑵ 児童心理司の活動状況 …… 26

⑶ 「家族支援」の取組みについて …… 27

⑷ 児童精神科医の診察等の状況 …… 30

目　　次

(5) 一時保護の状況 …… 30

3 児童福祉施設・里親等の状況 …… 34

(1) 児童福祉施設 …… 34

(2) 里親等 …… 36

第3部　資　　料

1 相談件数等の推移 …… 45

2 統計（福祉行政報告例） …… 48

（1）全児童相談所 …… 48

（2）中央児童相談所 …… 52

（3）南　児童相談所 …… 56

（4）朝霞児童相談所 …… 60

（5）川越児童相談所 …… 64

（6）所沢児童相談所 …… 68

（7）熊谷児童相談所 …… 72

（8）越谷児童相談所 …… 76

（9）草加児童相談所 …… 80

3 診　　断 …… 84

4 里親委託 …… 85

5 児童虐待防止対策事業 …… 87

6 児童相談法的対応強化事業 …… 93

7 地域・家庭支援活動 …… 93

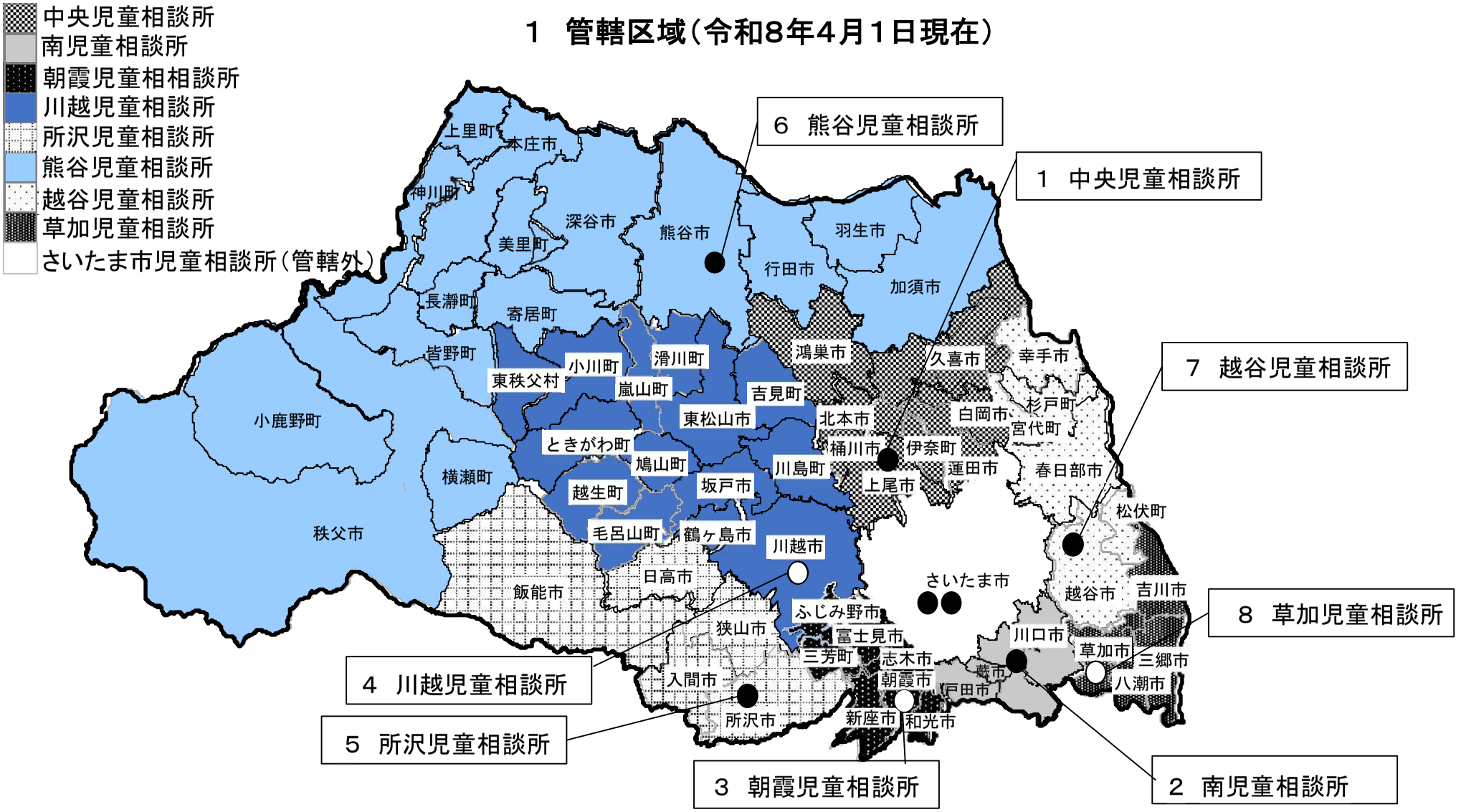
8 職員研修等 …… 94

第１部

児童相談所の概要

埼玉県では、現在、８つの児童相談所を設置して、１８歳未満の児童に関する問題について相談に応じています。

１　管轄区域（令和８年４月１日現在）



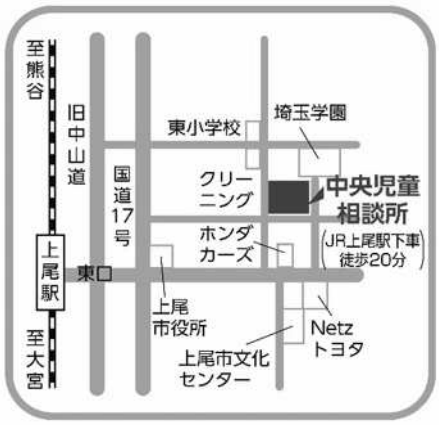
管轄区域、人口等（令和８年１月１日）

	児童相談所別								計
	中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加	
管轄区域	鴻巣市 上尾市 桶川市 久喜市 北本市 蓮田市 白岡市 伊奈町	川口市 蕨市 戸田市	朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 三芳町	川越市 東松山市 坂戸市 鶴ヶ島市 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 小川町 川島町 吉見町 鳩山町 ときがわ町 東秩父村	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市	熊谷市 行田市 秩父市 加須市 本庄市 羽生市 深谷市 横瀬町 皆野町 長瀞町 小鹿野町 美里町 神川町 上里町 寄居町	春日部市 越谷市 幸手市 宮代町 杉戸町 松伏町	草加市 八潮市 三郷市 吉川市	
	7市1町	3市	6市1町	4市9町1村	5市	7市8町	3市3町	4市	39市22町 1村
人口（人）	796,066	828,637	739,180	779,628	763,390	822,518	722,661	560,448	6,012,528
児童人口（人）	104,911	113,934	106,594	98,980	95,996	103,130	93,967	76,989	794,501
世帯数（世帯）	374,045	425,442	365,532	379,293	377,275	387,340	352,120	278,662	2,939,709
面積（ｋ㎡）	307.52	85.25	110.95	626.53	406.32	1,714.17	222.35	107.27	3,580.36

※　人口、児童人口は、令和8年１月１日現在（県統計課「埼玉県町(丁)字別人口調査結果報告」）。児童人口は18歳未満の人口。

※　面積は、令和8年1月１日現在（国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、一部概算数値含む。）。

児童相談所の案内図

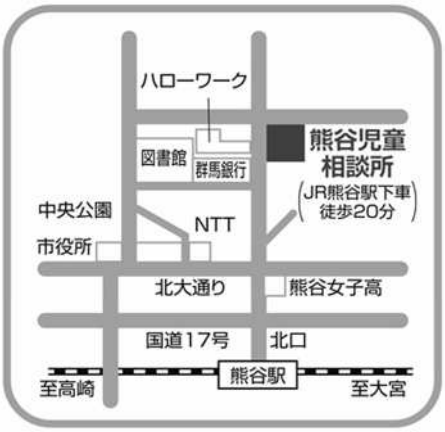

至熊谷
旧中山道
東小学校
埼玉学園
国道17号
クリーニング
中央児童相談所
ホンダカーズ
(JR上尾駅下車徒歩20分)
上尾駅
東口
上尾市役所
Netz トヨタ
上尾市文化センター
至大宮

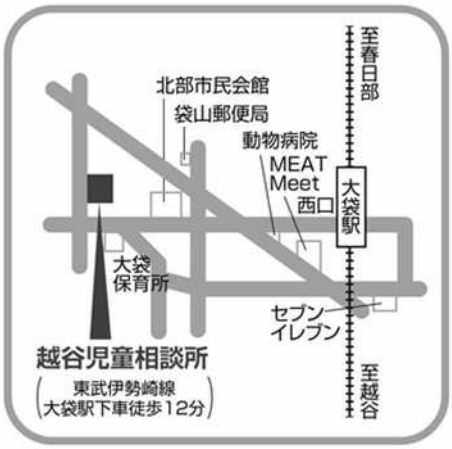

南児童相談所
(JR蕨駅下車徒歩25分)
東武ストア
至大宮
芝南小
蕨桜町線
川口上尾線(産業道路)
蕨駅
東口
マミーマート
みずほ銀行
東京信用金庫
至東京


セブンイレブン
朝霞市役所
東武東上線
朝霞駅
南口
朝霞の森
青葉台公園
朝霞西高校
陸上競技場
朝霞第一中学校
西松屋
朝霞児童相談所
(東武東上線朝霞駅南口徒歩15分)
あさか向陽園
市営球場
朝霞保健所
セブンイレブン


至日高
月吉陸橋
本川越駅
神明町交差点
川越児童相談所
(JR川越駅東口からバス神明町車庫行き神明町下車徒歩5分)
川越駅
東口
市役所
至東松山
国道16号
国道254号
宮元町交差点
ロイヤルホスト
至大宮
至さいたま


所沢児童相談所
(西武新宿線航空公園駅下車徒歩10分)
至本川越
法務局
航空公園駅
東口
所沢市役所
郵便局
所沢警察署
所沢市文化センター「ミューズ」
所沢市役所別館
所沢税務署
県税事務所
至西武新宿
図書館
所沢航空記念公園


ハローワーク
図書館
群馬銀行
熊谷児童相談所
(JR熊谷駅下車徒歩20分)
中央公園
NTT
市役所
北大通り
熊谷女子高
国道17号
北口
至高崎
熊谷駅
至大宮


至春日部
北部市民会館
袋山郵便局
動物病院
MEAT Meet
西口
大袋駅
大袋保育所
セブンイレブン
越谷児童相談所
(東武伊勢崎線大袋駅下車徒歩12分)
至越谷


草加児童相談所
(東武伊勢崎線草加駅下車徒歩10分)
至春日部
ニッポンレンタカー
丸井
セブンイレブン
国道4号
セブンイレブン
西口
草加駅
西町小
郵便局
ヨーカドー
至北千住
※草加保健所と同じ敷地です。

２　児童相談所の歩み

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和23年	浦和児童相談所・附設児童一時保護所開設 （与野市二度栗山） 熊谷児童相談所開設 （熊谷市石原、熊谷市母子寮内） 浦和児童相談所を中央児童相談所に指定	児童福祉法施行・里親制度発足 母子手帳交付開始 民生委員法施行 里親事業開始（里親登録者３名・委託児童８名） 児童相談所活動要領制定
24年	浦和児童相談所新築・移転（浦和市仲町）	少年法施行
25年	熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市熊谷）	
28年		全国児童福祉大会開催
29年		全国里親会連合会・埼玉県里親会発足 育成医療制度発足
30年		全国社会福祉協議会設立 里親会会報「いとしご」創刊
33年	附設児童一時保護所移転（浦和市三室久美学園内）	
34年	附設児童一時保護所新築・移転　（浦和市西堀）	国民年金法施行
35年		精神薄弱者福祉法施行 身体障害者雇用促進法施行
36年		３歳児健康診査制度開始
37年	浦和児童相談所を中央児童相談所と名称変更	家庭奉仕員制度発足 児童扶養手当法施行 義務教育教科書無償法施行 社団法人埼玉県里親会の設立許可を受ける
38年		３歳児精密健康診査開始 老人福祉法施行 里親委託児童数が最高の４００人に
39年		母子福祉法施行 家庭児童相談室設置運営要綱施行
40年	川越児童相談所新築・開設（川越地方庁舎内） 熊谷児童相談所新築・移転（熊谷市箱田）	身体障害者（児）実態調査実施
41年		特別児童扶養手当法施行 母子保健法施行
42年		所得税法一部改正（委託児童を扶養家族に認定） 第３回全国身体障害者スポーツ大会開催（上尾市）
43年	中央児童相談所仮設事務所に移転（与野市本町）	重症心身障害児特殊寝台貸与開始 第14回全国里親大会開催
44年	中央児童相談所新築・移転（浦和市元町）	自閉症児療育事業実施要綱施行 心身障害者扶養共済制度発足
45年		心身障害者対策基本法施行
46年		児童手当法公布
47年		登録里親数が最高の９５８人に 心身障害児通園事業実施要綱施行
48年	越谷児童相談所新築・開設（越谷市恩間）	厚生省が里親促進事業を開始 ７０歳以上の老人医療無料化
49年		短期里親制度開始 高校卒業まで委託措置の継続が可能に 特別里親制度を県単独で実施
50年	中央児童相談所に中央機能（援助・連絡）加える	最重度心身障害児に福祉手当支給 学校、施設等職員に育児休業制度
51年		在宅重症心身障害児緊急保護事業開始
52年		母子福祉法の一部改正で保父誕生 児童相談所執務提要制定
53年	川越児童相談所新築・移転　（川越市宮元町）	保育所における障害児受入について通知

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
昭和54年	中央児童相談所新築・開設、附設児童一時保護所開設（上尾市上尾村） 従来の中央児童相談所を浦和児童相談所に改める	養護学校教育の義務化 国際児童年記念国際児童フェスティバル開催
55年		全国の児童相談所161か所、職員4,300名に
56年		障害に関する用語整理の法律公布
57年		家庭奉仕員派遣事業の対象を拡大 障害者の日（１２月９日）制定
58年		老人保健法施行
60年		児童手当法改正（第２子まで拡大）
61年		第32回全国里親大会開催 特別障害者手当等の支給開始
62年	所沢児童相談所新築・開設（所沢市並木）	社会福祉士法・介護福祉士法公布 民法改正により特別養子制度が新設
63年		特別養子制度実施
平成元年	所沢児童相談所附設児童一時保護所開設 浦和児童相談所附設児童一時保護所廃止	家庭支援相談事業を実施 子ども家庭１１０番電話相談事業の実施
2年		児童相談所運営指針を策定 児童福祉法一部改正（居宅介護等の措置）
6年		主任児童委員制度発足 児童の権利に関する条約に批准 エンゼルプラン策定
7年		緊急保育対策等５か年事業開始 障害者プラン策定
8年		障害児自立促進事業開始
9年		介護保険法施行 「人権教育のための国連10年」国内行動計画
10年		改正児童福祉法施行 第44回関東ブロック里親研究協議会開催（大宮市）
11年	虐待通告受理後、４８時間以内の安否確認を実施	
12年		児童虐待の防止等に関する法律制定 里親に対する指導援助強化事業開始 未委託里親研修を実施
14年		第48回全国里親大会開催（浦和市） 専門里親制度創設
15年	さいたま市児童相談所・附設児童一時保護所開設（さいたま市中央区） 浦和児童相談所を南児童相談所と名称変更	支援費制度発足 身体・知的障害児への在宅福祉サービスが県から市町村に移譲
16年		改正児童虐待防止法施行 埼玉県里親会創立５０周年記念大会開催 第４回全国障害者スポーツ大会開催
17年	越谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	改正児童福祉法施行
18年	埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル事業開始	障害者自立支援法施行
19年	中央児童相談所に常勤精神科医師配置	改正少年法施行
20年		改正児童虐待防止法施行
21年		改正児童福祉法施行 里親制度の改正
22年	越谷児童相談所草加支所開設（草加市西町）	
23年	南児童相談所移転（川口市芝下） 南児童相談所に附設児童一時保護所開設	
24年		民法等の一部を改正する法律施行 第58回関東ブロック里親研究協議会埼玉大会開催
25年	各所に安全確認担当を配置	障害者総合支援法施行

年	埼玉県児童相談所の歩み	国・県等の歩み
平成27年	越谷児童相談所（本所）に常勤精神科医師配置 中央児童相談所に警察職員１名配置（こども安全課兼務）	児童相談所全国共通ダイヤル３桁化（7月1日開始）
28年		改正児童福祉法一部施行（弁護士の配置等）
29年	各所（支所除く）に弁護士（非常勤）を配置	改正児童福祉法施行（児童福祉司の研修義務化、市町村への事案送致、養子縁組里親の法定化、18歳以上の者への支援継続等）
30年	児童虐待情報について県警と全件共有を開始	改正児童福祉法施行（児童等の保護について司法関与を強化） 埼玉県虐待禁止条例施行 埼玉県虐待通報ダイヤル＃７１７１開設
31年 令和元年	草加児童相談所開設（支所から本所へ） （草加市西町）	改正児童福祉法施行（児童福祉司配置基準の見直し等） 児童相談所全国共通ダイヤルが、児童相談所虐待対応ダイヤル１８９（通話料無料）と児童相談所相談専用ダイヤル（通話料有料）に分割
２年		改正児童福祉法施行（親権者からの体罰禁止等） 民法改正により特別養子縁組要件緩和 親と子どもの悩みごと相談@埼玉、開設
３年		要保護児童等に関する情報共有システム運用開始 児童相談所相談専用ダイヤル通話料無料化
４年		R4.4.1改正民法施行（成年年齢２０歳から１８歳に引下げ） R4.12.15「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」決定 R4.12.16民法等の一部を改正する法律施行（懲戒権に関する規定等の見直し）
５年	R5.3.13熊谷児童相談所新築・移転 （熊谷市箱田） R5.4.1熊谷児童相談所に附設児童一時保護所開設	R5.4.1こども家庭庁発足 R5.4.1こども基本法施行
６年		R6.4.1改正児童福祉法施行（こども家庭センターの設置、里親支援センターの位置づけ、児童自立生活援助の利用弾力化、こどもの権利擁護に係る環境整備、一時保護施設の設備・運営基準の策定）
７年	R7.4.1朝霞児童相談所開設（朝霞市青葉台）	R7.6.1改正児童福祉法施行 （一時保護開始時の司法審査を導入） R7.10.1改正児童福祉法施行 （保育所等の職員による虐待に関する通報義務等を創設） R7.10.20改正児童虐待防止法施行 （一時保護中児童の面会通信等制限）
８年		R8.4.1改正民法施行 （離婚後共同親権の導入など） R8.10.1改正児童福祉法施行 （一時保護委託者の登録制度を創設） R8.12.25こども性暴力防止法施行

3　組織（令和8年4月1日）（実数）

			児童相談所							
			中央	南	朝霞	川越	所沢	熊谷	越谷	草加
所長			1	1	1	1	1	1	1	1
副所長						1				1
医幹			1						1	
担当	保健企画	担当課長（保健師）	1							
		主任・技師	1							
	総務、心理相談、心理支援、保護	副所長	1	1	1		1	1	1	
	総務	担当部長・担当課長	1	1	1	1	1	1	1	1
		主任・主事等	3	2	2	2	2	2	3	2
	心理相談、心理支援	担当部長（児童心理司）	2	1	1	1		1	1	
	心理相談	担当課長（児童心理司）		1	1	1	1		1	1
		児童心理司	10	10	7	6	6	9	10	9
	心理支援	担当課長（児童心理司）					1			1
		児童心理司	7	7	8	7	8	7	7	4
	保護	担当部長（児童指導員）	1	1	1		1	1	1	
		担当課長（児童指導員、保育士）	2	1	3		2	3	2	
		児童指導員	12	14	13		13	17	9	
		保育士	8	6	11		7	9	11	
		看護師	1	1	1		1	1	2	
		心理療法担当職員	1	1	1		1	1	1	
		栄養士（兼務）	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	
	里親推進、虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	副所長	1	1	1		1	1	1	
		担当部長（児童福祉司）					1			1
	里親推進	主任・主事					1	1		
		児童福祉司	1	2	1	1			1	1
	虐待・相談指導、安全確認・市町村支援、家族・自立支援	担当部長（児童福祉司）	2		2	1	1	1	3	
	虐待・相談指導	担当課長（児童福祉司）	1	3	1	1	1	2		1
		児童福祉司	12	18	12	12	13	13	17	11
		主任・主事								
		社会福祉主事等（兼務）						(2)		
		保健師（兼務）		(1)		(2)	(1)	(4)	(2)	(1)
	安全確認・市町村支援	担当課長	1	1	1	1	1	1	1	1
		担当課長（児童福祉司）		1			1	1		
		児童福祉司	9	10	11	10	7	8	8	9
		主任・主事								
	家族・自立支援	担当課長（児童福祉司）	1	1		1	1			1
		児童福祉司	9	9	7	8	7	13	8	6
		主任・主事			1					
	企画調整	副所長	1							
		担当部長（兼務）	(1)							
		主任	2							
計（兼務を除く）			93	94	89	55	81	95	91	51

会計年度任用職員		主任心理相談員	1							
		心理相談員		1		1	1	1	1	
		児童心理支援員		1	1	1	1		1	1
		心理職員								
		学習指導員	1	2			2	3	2	
		学習補助員	3	2				2	3	
		市町村支援員	3							
		児童相談専門員	2	1	2	2	2	2	2	2
		虐待対応専門員	1				1		1	
		虐待対応相談員	1	2	2	2	2	2	1	3
		里親等委託調整員	2	2	1	2	3	3	2	
		里親委託強化推進員	1		1	1	1	1	1	1
		付添協力員						2		
	嘱託	医師	4	7	3	3	4	3	7	3
		弁護士	1	1	1	1	1	1	1	1

４　担当の主な業務

心　理　相　談　担　当

□相談の受付
□診断会議に関する業務
□継続指導
□心理診断・判定
□心理治療・指導
□療育手帳交付に係る業務
□特別児童扶養手当認定診断書などの発行に係る業務
□医学診断に関する業務
□保護者への精神医学的・心理学的支援

心　理　支　援　担　当

□措置児童の家族支援プログラムに関する業務
□心理診断・判定
□心理治療・指導
□児童相談所カウンセリング強化事業
□措置後の保護者への精神医学的・心理学的支援
□家族援助技術の実施・調整に係る業務

虐待・相談指導担当、安全確認・市町村支援担当、里親推進担当

□相談の受付（所外での受付、通告・送致文書の受理、来談者の初回面接）
□児童保護者に対する訪問指導
□援助方針会議に関する事務及び児童福祉法第２６条、第２７条に規定する措置の手続き
□措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
□保護者負担金認定事務
□措置後の児童及び保護者に対する指導
□管轄地域における児童問題の把握及び防止、再発防止活動
□児童福祉法第３０条の届出に関する業務
□児童の安全確認に関する業務
□関係機関との連携
□受理会議に関する事務
□継続指導
□統計事務に関する業務
□ケースファイルの整理保管

家族・自立支援担当

□措置児童の家族支援プログラムに関する業務
□継続指導
□措置事務（措置関係書類及び受診券などの発行）
□保護者負担金認定事務
□措置後の児童及び保護者に対する指導
□障害者総合支援法関連業務
□家族援助技術の実施・調整に係る業務

里親推進担当、市町村支援担当は、主に次の業務を担当する

- □里親の調査及び指導（特別養子縁組の調査を含む）
- □市町村職員研修に関する業務
- □実習生の受入れに関する業務
- □地域の関係機関との連携強化に関する業務
- □要保護児童対策地域協議会に関する業務
- □市町村への支援に関する業務

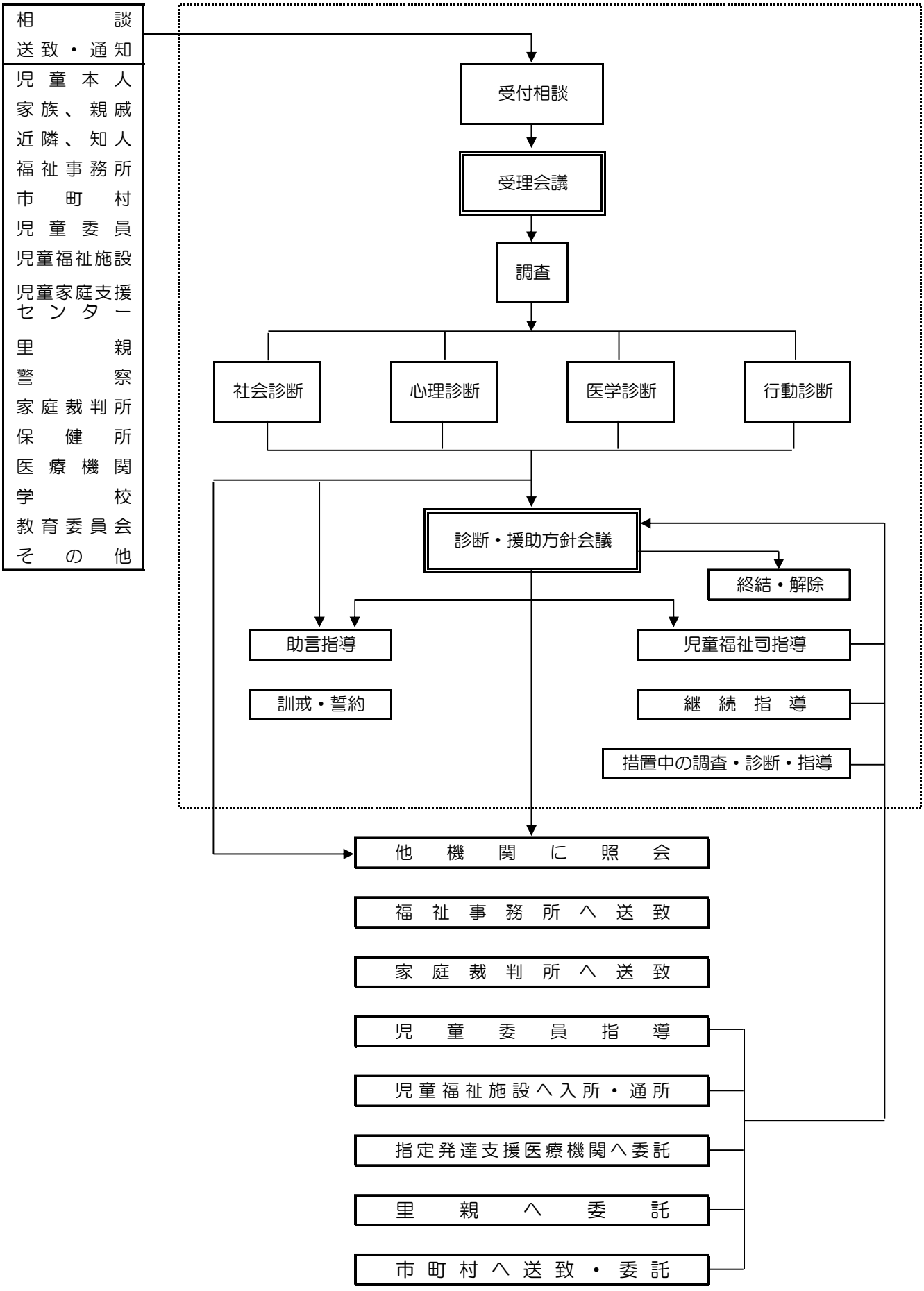
保護担当〔中央・南・朝霞・所沢・熊谷・越谷児童相談所〕

- □一時保護の実施
- □一時保護児童の行動観察及び生活指導・学習指導
- □一時保護児童への心理支援・心理教育

保健企画担当〔中央児童相談所に暫定設置〕

- □保健師の専門的視点によるアセスメント
- □こどもへの健康支援、保護者への保健指導・養育支援
- □地域医療との連携

5　相談の流れ


相談
送致・通知
児童本人
家族、親戚
近隣、知人
福祉事務所
市町村
児童委員
児童福祉施設
児童家庭支援センター
里親
警察
家庭裁判所
保健所
医療機関
学校
教育委員会
その他
受付相談
受理会議
調査
社会診断
心理診断
医学診断
行動診断
診断・援助方針会議
終結・解除
助言指導
訓戒・誓約
児童福祉司指導
継続指導
措置中の調査・診断・指導
他機関に照会
福祉事務所へ送致
家庭裁判所へ送致
児童委員指導
児童福祉施設へ入所・通所
指定発達支援医療機関へ委託
里親へ委託
市町村へ送致・委託

【「相談の流れ」の中の用語の説明】

【受理会議とは】

児童相談所で受け付けた相談について、当面の援助方針及び調査期間を決定するとともに、主たる担当者を決める。

【診断会議とは】

相談中の事例について、援助方針を再検討するとともに、継続指導の開始及び終了を決定する。

【援助方針会議とは】

相談中の事例について、児童福祉法に基づいて、施設入所など具体的な援助方法（措置）を決定する。

【助言指導とは】

児童又は保護者に対して助言を与えることで、当面の問題解決が図れると判断される場合に行う。

一時保護をして、在宅生活へ向けて行動観察をした相談や、地域関係機関と今後の生活を見守るネットワークを作り上げて終了した相談も含まれる。

（法第１２条第３項）

【継続指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、児童や保護者が原則として児童相談所に通所し、継続的な心理的援助などが必要とされた場合に行う。なお、継続指導に当たっては、援助方法などについて、相談者が理解し、児童相談所との合意が成立している必要がある。

（法第１２条第３項）

【児童福祉司指導とは】

困難な問題を抱える相談であって、原則として児童福祉司が訪問を主体に援助する必要がある場合に行う。地域関係機関との連携も重要となる。

（法第２７条第１項第２号）

【児童福祉施設とは】

法に規定されている施設で、入所施設、通所施設に分けられる。

入所施設には、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設等がある。

通所施設には、児童心理治療施設がある。

（法第７条）

【里親とは】

保護者のもとで育てられない児童を、自己の家庭に引き取り、養育することを希望し、知事が認めた者をいう。

（法第６条の４）

６　相談の内容

養　護　相　談

- 父又は母など保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役などによる、養育困難な児童に関する相談
- 棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たない児童など、環境的問題を有する児童に関する相談
- 養子縁組に関する相談

保　健　相　談

- 児童の疾患への初期対応の仕方、乳児や幼児期初期の発達、思春期の性に関する相談

障　害　相　談

肢体不自由相談
- 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

視聴覚障害相談
- 視覚又は聴覚の機能障害のある児童に関する相談

言語発達障害等相談
- 構音障害、吃音、失語など音声や言語の機能障害のある児童に関する相談
- 言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童に関する相談

重症心身障害相談
- 重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童に関する相談

知的障害相談
- 知的発達に遅れのある児童に関する相談

発達障害相談
- 自閉症若しくは自閉症同様の症状を示す児童に関する相談

非　行　相　談

ぐ犯行為等相談
- 虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱などぐ犯行為、問題行動のある児童に関する相談
- 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童に関する相談
- 触法行為があったと思われても警察署から通告のない児童に関する相談

触法行為等相談
- 窃盗、恐喝など触法行為があったとして、警察署から通告のあった児童に関する相談
- １４歳以上の犯罪少年に関して、家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談

育　成　相　談

性格行動相談
- 児童の人格の発達上問題となる、反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力など、性格行動上の問題を有する児童に関する相談

不登校相談
- 学校や幼稚園、保育所に登校（登園）できない、していない状態にある児童に関する相談

適性相談
- 進学適性、職業適性、学業不振などに関する相談

育児・しつけ相談
- 家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊びなどに関する相談

そ の 他 の 相 談

- 以上のいずれにも該当しない相談